

令和6年度

**農林水産省関東農政局及び静岡県経済産業部農業局への
農業施策にかかる意見・要望**

令和6年11月11日

静岡県認定農業者協会

目 次

1 認定農業者の組織強化・活性化	2
(1) 認定農業者の組織化の推進と活動強化への支援	
(2) 認定農業者が取り組む経営改善へ積極的な支援	
2 食糧生産の確保	2
(1) 農産物の合理的な価格形成の実現	
(2) 燃料・肥料・飼料・資材等の高騰対策の継続	
3 地域計画の具現化	3
(1) 農地等生産基盤の整備及び修繕の促進	
(2) 規模拡大に伴う農業施設等整備への支援	
(3) 荒廃農地所有者向け対策の強化	
4 中山間地域農業の振興対策	4
(1) 農業農村維持を地域ぐるみで取り組む施策の維持拡大	
(2) 中山間の農地の実情を踏まえた荒廃農地施策の実施	
(3) 農作物を加害する鳥獣個体数削減策の実施	
(4) 地域独自の食文化の保護	
5 みどりの食料システム関係	5
(1) 有機農業にかかる栽培技術の確立	
(2) 有機栽培の実情に対する消費者理解の醸成	
(3) 省エネルギー型農業機器の導入の促進	
6 近年の気候変動への対策について	6
(1) 夏季高温化に負けない耐暑対策の開発	
(2) 異常気象被害を受けた農業者の営農再開への支援	
7 農業経営を支える労働力の確保	6
(1) 雇用労働者確保を促進する制度の検討	
(2) 援農ボランティアの普及拡大のための仕組みづくり	
8 農業の多様な担い手の支援	7
(1) 多様な担い手の生産性向上のための支援	
9 事業継承	7
(1) 農業版「事業継承・引継ぎ補助金」の予算化	

1 認定農業者の組織強化・活性化

(1) 認定農業者の組織化の推進と活動強化への支援

本協会では、農業現場で中心となって活躍している認定農業者の声を集約し、国や県へ届ける活動を行っておりますが、県内の約半数の市町が未加入であるため県全体の意見を集約することができておりません。

こうした未加入市町の大半は、認定農業者の組織が無く参加を呼び掛けることが難しいため、市町段階の組織化を国及び県で主導していただきたいです。

加えて、認定農業者の組織が活動を強化できるように、県及び市町の活動費や担当職員の増員などの支援をお願いします。

(2) 認定農業者が取り組む経営改善へ積極的な支援

認定農業者制度に「メリットを感じられない」等の理由から、経営改善計画の更新を辞退する農業者が増えています。

認定農業者は、農業経営基盤強化法において、国や県が育成すべき経営体として位置づけられた重要な担い手です。

そこで、認定農業者の経営改善における、例えば補助事業及び制度融資における助成額や採択、また所得税における特例など、総合的かつ積極的な支援を要望します。

2 食糧生産の確保

(1) 農産物の合理的な価格形成の実現

「食料安全保障の確保」がこのたびの食料・農業・農村基本法の改正で、これまで以上に重要視されました。

しかし、この食料の確保に大きな役割を担っている認定農業者の経営は、農業生産費の長期にわたる高騰の影響を受け、非常に深刻な状況にあります。

今そこにある食料確保の危機が、流通・消費段階の人々と共有され、『持続的な供給が考慮された合理的な価格の形成』が実行されるシステムの、早急な整備を強くお願いします。

(2) 燃料・肥料・飼料・資材等の高騰対策の継続

国及び県が実施した価格高騰に対する補填制度は、認定農業者の経営を支えた大変意義ある施策でした。お礼を申し上げます。

しかしながら、価格の高騰は、様々な費用（例えばマルチやハウス二重被覆など農業用ビニール、農業機械用燃油、電気など）にまで拡がり、そして一向に収束することなく、長期化が予想されます。

これまでの支援策を、対象や助成額も強化し継続して頂くことを要望します。

3 地域計画の具現化

(1) 農地等生産基盤の整備及び修繕の促進

「地域計画」の具現化には、担い手農業者が集積・集約した農地を、効率的に利用できることが重要です。

そこで、効率的な利用に必要な農地及び農道、水利施設等の整備や修繕への助成をお願いします。なお、こうした整備が速やかに実施できるように、制度設計にあたっては、小規模や簡易な整備などの地域の実情への配慮を願います。

(2) 規模拡大に伴う農業施設等整備への支援

「地域計画」に関連した施設や機械等の整備を支援する既存の制度では、助成対象に制限があり、例えば、生産量の増加に伴い必要となる収穫物保管のための倉庫は除かれています。

そこで、認定農業者が行う、地域計画の具現化に欠かせない施設機械等については、広く助成する制度への改善をお願いします。

(3) 荒廃農地所有者向け対策の強化

荒廃農地の解消では、地権者との調整に多くの労力を費やします。さらにこうした苦労にもかかわらず、解消が進まないことも決して少なくはありません。

「地域計画」の対象範囲の中にある荒廃農地については、早期解消が図ら

れるように、例えば、非協力的な所有者に代わって地域が解消に取り組めたり、非協力的な所有者の罰則を強化したりするなど、荒廃農地解消をはばむ所有者に対する対策の強化を検討して頂きたいです。

4 中山間地域農業の振興対策

(1) 農業農村維持を地域ぐるみで取り組む施策の維持拡大

多面的機能支払交付金は、農地等維持活動を地域ぐるみで取り組む施策であり、県内の各中山間地域で利用されています。中山間地は平坦地とは地域の事情が異なるため、こうした地域の実情配慮した中山間地域振興施策の継続と拡大を要望します。

しかし、多面的機能支払交付金の場合、実施に係る手続等が煩雑との理由で、利用を断念する地域があるため、手続の簡素化をお願いします。

(2) 中山間の農地の実情を踏まえた荒廃農地施策の実施

中山間地域の農地は、傾斜地や狭小地が多いため、荒廃農地の解消には平坦地と比べて手間と費用が掛かります。

荒廃農地の解消には既に様々な施策がありますが、中山間地域の解消施策では立地条件の違いを考慮していただきたいです。

一方、解消してもその後の維持管理には大きな負担がかかるため、明らかに農地として利用することが困難な土地については、農地からの除外にかかる要件や手続きの簡略化を検討願います。

(3) 農作物を加害する鳥獣個体数削減策の実施

鳥獣による農作物被害が農業者の生産意欲を削いでいます。

農業者は地域住民や狩猟業者と連携して、様々な対策に取り組んでいますが、十分な効果が得られていません。

そこで、対策の実施場所を農地だけでなく生息地まで拡げ、生息数を減らすための一歩踏み込んだ対策を検討して頂きたいです。

(4) 地域独自の食文化の保護

食品衛生法の改正により、漬物の製造販売には、衛生基準を満たす加工施設の整備が必要となりました。

こうした加工施設の整備には費用がかかるため、漬物製造販売を断念せざるを得ない農業者が数多くいます。このままでは地域で育まれてきた味が失われてしまうので、対策をお願いします。

5 みどりの食料システム関係

(1) 有機農業にかかる栽培技術の確立

令和4年7月のみどりの食料システム法の施行等の後押しもあり、認定農業者の有機農業への関心が高まっています。しかし、有機栽培の導入には、化学農薬や化学肥料の使用を減らした栽培管理体系の未確立や指導體制の脆弱等の課題があるため、多くの認定農業者が有機栽培への転換を躊躇しています。

については、農作物の従来 of 収量・品質を維持しながら、化学農薬・肥料を減らす栽培技術の早期確立とその普及指導體制の強化をお願いします。

(2) 有機栽培の実情に対する消費者理解の醸成

有機栽培は従来 of 収量・品質の農産物の生産が難しいため、有機栽培で生産を継続するには、こうした農業の現状が配慮された流通販売が欠かせません。消費者の理解醸成が広がる取り組みを進めていただきたいです。

(3) 省エネルギー型農業機器の導入の促進

二酸化炭素発生量を削減する、省エネルギー型の農業機器が増え、こうした機器へ切り替えが進んでいます。特に施設園芸では、加温装置の省エネルギー化にいち早く取り組んできましたが、ヒートポンプは導入から10年以上が経過し、更新の時期を迎えています。

省エネルギー機器においても、価格は円高などの影響で高騰し、購入にかかる認定農業者の経済的負担は小さくありません。

省エネルギー型機器への切り替えや更新の足が止まらないように、機器導入への十分な助成をお願いします。

6 近年の気候変動への対策について

(1) 夏季高温化に負けない耐暑対策の開発

猛暑ともいえる夏季の高温が年々激しさを増し、農畜産物は生産量や品質に深刻な影響を受けています。

多くの認定農業者が、こうした厳しい高温下でも安定した生産ができる、品種や栽培飼養技術、暑熱資材の開発を待ち望んでいます。早期開発と普及をお願いします。

(2) 異常気象被害を受けた農業者の営農再開への支援

8月末の台風9号による記録的な大雨で、甚大な被害を受けた農業者が在ります。そして今回のような気象災害は今後も多発することが懸念されます。

被害を受けた農業者が離農することなく、営農を再開できるための、迅速かつ手厚い支援をお願いします

7 農業経営を支える労働力の確保

(1) 雇用労働者確保を促進する制度の検討

人口減少に加え、猛暑などの厳しい労働環境、他産業より安価な賃金等により、認定農業者はパートやアルバイトなどの確保が難しい状況にあります。

そこで、就業希望者が農業で働くことに魅力を感じる制度、例えば認定農業者の下で働くパート等には給与所得者の扶養控除上限額が一般より高い優遇税制度、などを検討して頂きたいです。

(2) 援農ボランティアの普及拡大のための仕組みづくり

労働力が足りないことに困っている担い手農業者が増えている一方で、こうした現状を憂い、農作業を手伝いたいとの気持ちを持っているにもかかわらず、活躍できる場を見つけられない消費者の方々が数多くいると思われま

す。
こうした方々が活躍できる援農ボランティアの取り組みが県内各地で広がるために、マッチングとその後の受け入れを含めた仕組みづくりに取り組んでい頂きたいです。

8 農業の多様な担い手の支援

(1) 多様な担い手の生産性向上のための支援

地域の農業は、認定農業者の他に、新規就農者や中小規模農業者も重要な役割を担っています。しかしこうした農業者の多くは、装備や農地、技術などが脆弱なため、生産性が低く十分な収入を得られていません。

そこで、新規就農者や中小規模の農業者に特化した、経営改善を図るための制度融資や助成制度、経営や技術の研修などの施策を要望します。

9 事業継承

(1) 農業版「事業継承・引継ぎ補助金」の予算化

茶農協の解散が今後県内で拡がることが予想される中で、地域の農業を継続させる方策の一つに、農業法人(株式会社)への事業継承が考えられます。

そこで、こうした事業継承が促進されるために、継承に係る諸手続きや、新たな事業の展開に助成する、農業版事業継承・引継ぎ補助金の予算化を要望します。